

「じぶんでえらべる火災保険」(組立式火災保険)に関する特約・費用保険金等のご案内

「じぶんでえらべる火災保険」(組立式火災保険)に付帯される主な特約および費用保険金等の概要をご案内申し上げます。

なお、このたびのお客さまの事故に必ずしも該当するものではありませんので、ご注意ください。詳しくは、当社サービスセンター担当からご案内させていただきます。

■主な特約について		ご契約の際に特約をお選びいただいたお客さまのみの補償内容です。
特約・費用保険金の名称	ご説明	
風災、雹災および雪災補償特約 (建物用/家財用)	ご契約の建物または家財が、風災、雹災または雪災で損害を被った場合に、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。ご契約の際に免責金額(自己負担額)を設定されている場合は、免責金額を差し引いて損害保険金をお支払いします。	
(風災、ひょう災および雪災補償特約 (建物用/家財用))		
水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約(建物用/家財用)	ご契約の建物または家財が以下の損害を被った場合に保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。 ①給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故に伴う漏水等による水濡れの損害。 ②建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触による損害。 ③騒擾(そうじょう)等の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為による損害。	
(水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾 じょう等損害補償特約 (建物用/家財用))		
盗難補償特約(建物用/家財用)	ご契約の建物または家財が、盗難によって、盗取、物理的な損傷または汚損の損害を被った場合に、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。ただし、被害品が通貨・切手・印紙・預貯金通帳・乗車券等の場合は、1回の事故につきお支払いできる損害保険金の額に限度があります。	
水災補償特約 (建物用/家財用)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 保険始期が2013年6月1日以降のご契約 </div>	ご契約の建物または家財が、水災により床上浸水となり損害を被った場合に、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。付属建物に損害が生じた場合でも、保険証券記載の建物の損害認定に従います。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 保険始期が2013年5月31日以前のご契約 </div>	ご契約の建物または家財が、水災により再調達価額(同等の物を再取得するのに要する金額)の30%以上の損害を被った場合に保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。損害の割合が30%に満たない場合は、床上浸水に至った場合に限り、保険金額の15%もしくは5%をお支払いします。(損害の割合によって適用される支払割合が異なります。また、限度額があります。)
類焼損害補償特約	ご契約の建物、またはご契約の家財や家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって、他人の居住する住宅建物や生活用の家財に類焼して損害を発生させた場合に、その類焼先の所有者の方へ損害の額に応じた保険金をお支払いします。(1契約年度につき1億円限度)	
類焼傷害補償特約	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 保険始期が2009年12月31日以前のご契約 </div>	類焼損害補償特約の対象事故が発生して、その事故により類焼傷害被保険者が傷害を被り、その傷害の直接の結果として事故から180日以内に以下に該当した場合に、保険金をお支払いします。 ・死亡保険金 … 死亡したとき。 ・後遺障害保険金 … 重度後遺障害が生じたとき。 ・重傷保険金 … 重傷(14日以上入院または30日以上医師治療)が生じたとき。
個人賠償責任補償特約(国内補償)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 保険始期が2013年6月1日以降のご契約 </div>	被保険者が日本国内において、日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する事故で、他人の身体を傷つけたり財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
個人賠償責任補償特約(国内外補償)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 保険始期が2013年5月31日以前のご契約 </div>	被保険者が日本国内および日本国外において、日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する事故で、他人の身体を傷つけたり財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ・「保険始期」はお手元の保険証券でご確認いただけます。
- ・このご案内は概要です。詳細はお手元の約款をご参照ください。
- ・このご案内は、表面・裏面の両面をご覧ください。

特約・費用保険金の名称	ご説明
借家人賠償責任補償特約	<p>※賃貸住宅の入居者向けの特約です。 火災、破裂または爆発により被保険者（賃貸住宅を借用し居住している方で、保険証券に記載されている方。）が借用する建物・戸室が損壊し、借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、保険証券記載の支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>
修理費用補償特約	<p>※賃貸住宅の入居者向けの特約です。 借用する住宅・戸室が次の①～⑧に該当する損害を受け、貸主との契約により修理費を自己負担した場合は、保険金額を限度に実費をお支払いします。①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外が占有する借用戸室で生じた事故に伴う漏水等による水濡れ ⑥騒擾等または労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ⑦台風・旋風等の風災、雹災、豪雪、なだれ等の雪災 ⑧盗難（未遂を含みます。）</p>
家賃損失補償特約	<p>※賃貸住宅の大家さん向けの特約です。 火災、落雷、破裂・爆発、または「水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約（建物用）」を付帯した契約での補償対象となる事故で、建物が損害を被った結果、復旧期間内に家賃収入に損失が生じた場合に、保険金額および契約の際に設定した期間を限度に保険金をお支払いします。</p>
高額貴金属美術品等補償特約	<p>貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものについても補償する特約です。火災、落雷、破裂または爆発、「風災、雹災および雪災補償特約（家財用）」、「水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約（家財用）」、「水災補償特約（家財用）」、「盗難補償特約（家財用）」を付帯した契約において補償対象となる事故のみに限ります。 1個または1組ごとに30万円、1事故につき100万円が限度です。なお、盗難補償特約（家財用）に該当する事故は、この限度とは別に、1契約年度で100万円が支払限度額です。</p>
高額貴金属美術品等補償特約（明記用）	<p>貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものについても補償する特約です。火災、落雷、破裂または爆発、「風災、雹災および雪災補償特約（家財用）」、「水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約（家財用）」、「水災補償特約（家財用）」、「盗難補償特約（家財用）」を付帯した契約において補償対象となる事故のみに限ります。 保険証券に明記した保険金額を限度に保険金をお支払いします。なお、盗難補償特約（家財用）に該当する事故は、保険金額の限度とは別に、1個または1組ごとに100万円が支払限度額です。</p>
<p>■費用保険金について 主な費用保険金についてご案内します。</p>	
損害防止費用保険金	<p>火災、落雷、破裂・爆発事故で、損害の防止または軽減のために必要な費用または有益な費用を支出した場合、その実費をお支払いします。</p>
残存物取片づけ費用保険金	<p>ご契約の建物または家財について、以下の事故で損害保険金が支払われる場合に、残存物の取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をお支払いします。 （損害保険金の10%が限度） ・火災、落雷、破裂または爆発 ・「風災、雹災および雪災補償特約」または「水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約」の事故 ・2013年6月1日以降の保険始期の契約で、「水災補償特約」の事故</p>
臨時費用保険金	<p>以下の事故で損害保険金が支払われる場合に、保険始期日が2020年6月30日以前の契約は損害保険金の30%、保険始期日が2020年7月1日以降は損害保険金の10%をお支払いします。（保険始期日に関わらず1事故・1敷地内につき100万円限度） ・火災、落雷、破裂または爆発 ・「風災、雹災および雪災補償特約」または「水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約」の事故 ・2013年6月1日以降の保険始期の契約で「水災補償特約」の事故</p>
諸費用補償特約	<p>失火見舞費用保険金</p> <p>対象となる建物または家財を収容する建物からの火災、破裂または爆発事故によって、他人の所有物に損害を与えた場合、保険金額の20%を限度に一被災世帯あたり20万円を失火見舞費用保険金としてお支払いします。</p>
地震火災費用保険金	<p>地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、対象である建物が半焼以上となった場合、または、対象となる家財が全焼となった場合、もしくは、家財を収容する建物が半焼以上になった場合に、保険金額の5%を地震火災費用保険金としてお支払いします。</p>